

第一問 左は、中澤瞳「女の子らしい身振りとは何か? 身振りについてのフェミニスト現象学」(稲原美苗・川崎唯史・中澤

瞳・宮原優編集『フェミニスト現象学入門―経験から「普通」を問い直す』所収)の一節である(ただし、一部改変した)。これを読んで、後の問いに答えよ。

まずあなたにイメージしてほしいことがある。「女の子みtainな投げ方」とは、一般的にいつて、どのような投げ方だと思われるだろうか。また、「女の子みtainな走り方」とは、一般的にいつて、どのような走り方だと思われるだろうか。イメージしてみたい。

実は、ある企業が、ちょうどこれと同じ質問を若い男女に投げかけるCMを作った。このCMを参考にしてみよう。参加した男女は、「女の子みtainに走ってみて」と言われ、ある人は、とつさに足を内股ぎみにしてバタつかせる。またある人は、肘を脇に引きつけ、手をくねくねとさせながら走る振りをしてみせるし、風に乱れた髪型を気にして、手櫛てぢで直しながら走る振りをしてみせる人もいる。「女の子みtainに走ってみて」という要<sup>⑦</sup>求<sup>⑧</sup>ウウに対して、参加者に共通していたのは、無駄の多い動きを見せ、とつてい速く走れるとは思えないような動作をする点である。また、「女の子みtainに投げてみて」と言われた場合にも、似たような状況が展開される。参加者それぞれは、とつてい遠くまで届くようには見えないような投げ方をする。ちよつとだけ手首だけをしならせたり、踏み込んだ足に体重が乗っていないような動きだったり、身体全体を連動させて投球せず、身体部分だけを使って投球する。簡単にいえば、野球選手「ではない」投げ方だ。このCMは「女の子みtainな」投球、走法は、一般的には、適切とはい難い身のこなし、ぎこちない運動をイメージさせるということを示している。

さて、あなたの描いたイメージはどのようなものだっただろうか。ヤングヤングが分析の対象とした「女の子みtainな投げ方」は、ちよつどこのCMの参加者たちの多くが示したような動きであり、ヤングによれば、投げるとい動作の目的を果たすために、

身体の各部分が協働せず、ぎこちなさを伴う動きである。そこで、ここから先の考察はひとまず「女の子みたいな」動きとは、一般的にはぎこちない運動をイメージさせるという前提で進んでいく。

しかしながら、あなたの描いたイメージがこれとはまったく異なるものだった可能性はある。この場合、なぜ身体全体が連動していない、ぎこちない運動を女の子らしい投球運動や、走法だと決めつけるのかと疑問を抱く人もいるだろう。だから、ここから先の考察に進む前に補足をしておきたい。まず当然のことながら、すべての女の子がCMに表現されたイメージの通りに運動しているとはいいたわけではない。またすべての人が、CMに表現された「女の子みたいな」運動をイメージしているとはいいたわけでもない。現実には生きている女の子たちの中には運動の得意な女の子たちがいて、上で見たような「女の子みたいな」投げ方や走り方とはまったく違う動きをしている。そうした動きを前提として、女の子らしい運動を、伸びやかで力強い運動だと最初にイメージする人ももちろんいるだろう。しかしここで問題にしたいのは、女の子が「実際に」ぎこちなく投げているかどうかではなく、「一般に」女の子はぎこちなく投げるのが当たり前だと大方の人がイメージしているということである。不思議なことに、すべての男の子が「実際に」野球を得意としているわけではないのに「男の子みたいな」投げ方といっても、体の一部しか使わないような、小さな動きをイメージする人は少ないのではないだろうか。この意味で、ここでは一般的なイメージを問題にしたい。

補足を踏まえたくて再び考察に戻ろう。CMの参加者たちが身振りをしてみせたように「女の子みたいな」と形容される動きのイメージは、一般的には、運動の目的と照らし合わせて適切とは言えない身のこなし、ぎこちなさを伴う。いわゆる「女の子投げ」としてイメージされるのは、投げるときに体全体を使わない投げ方だ。反対に、体全体を使った投げ方は、野球やソフトボールの投手をイメージすればわかりやすい。背と腕を大きく伸ばし、投げる方向とは反対側に腰をひねり、その腰の回転、肩、肘、手首の回転を連動させて投げる仕方である（「女の子みたいな」な投げ方と聞いて、野球選手やソフトボール選手のような投げ方を最初にイメージする人は少ないだろう。もちろん身近にそうした選手がいれば別だが）。

ヤングは「女の子みたいな」と形容される動きのぎこちなさに注目するが、ぎこちなさの原因を体の作りには求めない。女の

子は乳房が発達しているから、投球の邪魔になっていると考える人もいるかもしれないが、ヤングは乳房が未発達な幼児の段階でもぎこちない動きがみられることから、体の作りの違いをぎこちなさの理由にするのは十分ではないと考える。

これに対して、ヤングが考える理由は社会の状況と対象化である。ヤングによれば、ある社会の中では、女の子は人から身体能力を十分に活用するには働きかけられない。またそのような社会の中では、少女の遊びとされているものは、少年の遊びよりも座って行うような動作の少ないものである（お人形遊びやおままごとなど）。学校などでも、一般的にいつて、少女たちはスポーツや、明確な目的を達するように自分の身体を<sup>①</sup>チョウ整することに従事するように促されない。

B1 少女た

B2 ある社会の中で

は、少女たちは少年に比べ身体的な努力や体力が要求される課題をこなすように、それほど求められてはいない状況の中で生きている。

B3

、おのずとその運動性に違いがあらわれるというわけである。

もうひとつヤングが指摘する理由は対象化である。対象化とは、他人からあたかも物のように見られ、扱われること、また自分自身をそのように扱うことである。その結果、自分の身体を鏡に映し、他人の目にどのように映るか心配して、ダイエットしたり、着飾ったりしてしまう。他人の目が常に意識されることによって、自分の意志と身振りにズレが生まれ、ぎこちなさが生じるのである。

この対象化とほぼ同じ内容のことは、<sup>(注2)</sup>ボーヴォワールも指摘していた。ボーヴォワールによれば、子どもの身体から大人の身体へと変化する思春期（具体的には、体毛が生えてきたり、乳房が膨らみ身体全体が丸みを帯びてきたり、生理が始まったりといった変化が起こる時期）、女性は自分の身体がモノのように注視されることを意識する。体つきや容姿について他人から評価されたり、自己評価したりといったような具体的な事柄を通して、自分の身体が評価の対象となることを経験する。ここで自分の肉体への<sup>②</sup>嫌才が生まれると、思春期の少女に恥の感覚が現れ、行動にぎこちなさが生じる。自分と一体化し、慣れ親しんでいたはずの活動の拠点としての身体が、どこか D となってしまうのである。

女の子のぎこちない動きは、目的に向かっていく部分と、それを差し控えてしまう（躊躇<sup>ちゆうちゆう</sup>してしまう）部分とに行動全体を

分断している。女の子は自分の身体を信頼し、目的を遂行することが「できる」と思って身体を働かせると同時に、「できない」あるいは「できないかもしれない」といった自信の無さによって、その能力を低く見積もってしまうのだ。このことによって、世界の現れ方は変わってくる。たとえば小川のような障害物を飛び越えようとするとき、また重い荷物を遠くまで運んでいこうとするとき、そうしたタスクをこなせるという自信をもっている人には、小川は狭く、また荷物を運ぶ距離はそれほど遠くない。しかし自分の身体に対しては文字通り荷が重すぎると想定してしまう人にとって、小川は大きく行く手を阻むものとなり、荷物は重すぎるし、道のりは遥かなものとなり、目的を阻害する。身体が「できる」身体か、それとも「できない」身体かによって、周囲の世界の現れ方が異なってくるのである。

ボーヴォワールもヤングも、女の子らしい身振りが社会のあり方や、評価のまなざしによって作られていること、さらにその作られた「らしさ」が女の子の生き方に影響を与えることを示したといえるが、なぜこのようにいえるのかももう少し考えてみよう。

日常的に意識しているかどうかは別にして、私たちの生活する世界は、私たちが身体を動かす仕方に基づいて理解されているといえる。たとえば、何が動いていて、何が止まっているのか、真っ直ぐなもの、また上や前などは、身体の姿勢や運動とリンクしている。当たり前すぎて、日常生活ではこのことにほとんど注意が払われない。しかし私たちは、私たちの身体が提供してくれる光景を頼りに、世界の中を動いている。「動静」「直立」「前後上下左右」といった言葉で抽象的に空間や運動を捉える前に、私たちはまず実践的に身体を動かし活動してから、そこでの理解をもとに言葉の中身を理解しているといえる。

身体の姿勢や動きによって捉えられているのは、空間や運動だけではない。物の理解とも身体は密接なつながりがある。たとえば、生まれて初めて自転車に乗ったときのことを思い出してみよう。最初は、ハンドルやブレーキやペダルといった自転車の各部分が個々別々に意識されてしまう。ハンドルやブレーキを持つ手、ペダルを踏む足、それらを制御し、操作しようとする自分の身体はちぐはぐになり、自転車に乗るといふ経験はぎこちないものになる。しかしあるときコツを掴み、自転車に乗るため

の身体の使い方を覚えれば、ハンドル、ブレーキ、ペダルは自転車を操作するという実践的な意味の中に配置される。それらは、方向を変えるためのもの（ハンドル）、止まるためのもの（ブレーキ）、進むためのもの（ペダル）といったような実践的な意味として現れる。ブレーキや、点トウ<sup>④</sup>の仕組みについて知識がなくても私たちはそれを使いこなす。必要であればその定義を探ることもできるが、行動がうまく進行しているときには物の定義は重要ではない。以上のことから、身体は物の理解を実践的な意味の了解という形で可能にする能力であるともいえる。

こうした考え方は、メルロ＝ポンティ<sup>③</sup>という現象学者の身体論に基づいている。メルロ＝ポンティは、物は客観的な定義や知識を介して私たちに与えられるより前に、まず実践的な意味として身体の動きと結びついて与えられると考えた。この観点からすると、身体の動きはとても重要で、私の身体の振る舞いは現に行おうとしている任務、あるいはこれから行おうとしている行動の目的という実践的な体系を環境内に作り出し、物はその中で意味あるものとして現れてくることになる。

このように考えると、身振りの違いからは空間や運動の理解の仕方や、物の実践的な意味の与えられ方の違いが現れてくることになる。実は、先ほど取り上げたボーヴォワールやヤングの考え方は、このメルロ＝ポンティの身体論と結びついている。小川と重い荷物の例を思い出してほしい。客観的な見方に立てば、小川の大きさや荷物の重さは一定している。しかし小川を飛び越えようとか、荷物を遠くまで運ぼうといった実践的な場面において、それらの与えられ方は異なってくる。先ほど見たように、ある身体にとって小川は狭く、乗り越えるのに容易い幅<sup>たやす</sup>しかないが、ある身体にとっては大きく行く手を阻むという意味においては大河も同然である。ボーヴォワールやヤングの指摘によれば、大胆な運動を禁じられた女の子は、自分の身体的能力に対する信頼がうまく構築できなくなる。そのことがもたらすのは、身体を使った運動がうまくできないということだけではない。その身体を介して与えられる、空間や運動の意味、また物の実践的な意味が変わってくるということなのだ。周囲世界の現れ方が変われば、そこでの生き方も変わってくるだろう。だからボーヴォワールは、自分の身体を使って世界を積極的に探索すること  
を禁じられる女の子は、その結果、自分で選択し、企画し、実行するというように主体性を発<sup>⑤</sup>キすることが阻害されるというのである。

しかしながら、である。ボーヴォワールやヤングがいうように女らしい身振りは「できない（かもしれない）」という特徴づけで本当によいのだろうか。たしかに、ある社会において、女性は身体能力を活用する機会を与えられていないし、他人から身体的な努力や体力が要求される課題をこなすように求められてはいない。ここでは、自分自身の身体は世界探索のための信頼のおける手段とはなり難い。しかし、女性が重要な労働力（たとえば水汲みや薪割りなどの担い手）とされている社会や、女性しかいない、あるいは女性がほとんどを占めるような環境（女子校や女性比率の多い職場など）では、むしろ身体能力を十全に使用することが求められるだろう。社会のあり方が異なっていれば、身体能力の活用度に関しても違いは出てくるのだ。したがって、<sup>G</sup>女らしい身振りを「できない（かもしれない）」という特徴づけだけで一般化するわけにはいかないだろう。

実は、前に言及したCMの後半部分では10代前半の少女たちが登場し、堂々たる態度で身振りを行い、前半とはまったく違う動きを見せる。ある女の子は「女の子みたいな走り方ってどんな走り方だと思いますか」と尋ねられると「なるべく早く走っているという意味だと思う」と答え、大きく腕を振り、<sup>H</sup>腿を高く上げて走ってみせる。その子は身振りを通して、女の子らしいさばきこちなさとは無縁のものであること（あるいは、ぎこちないという規範への抵抗）を示すのだ。CMは女の子みたいな身振りという表現が、たとえこの社会の中では侮蔑的な意味（運動の目的に即していないようなぎこちない動きという意味）を含んでいようと、それに煩わされる必要はないとメッセージを送る。このCMを踏まえれば、女らしい身振りについての考察を「できない（かもしれない）」という特徴づけだけで終えるのは不十分なのだ。私たちに根づいてしまっている当たり前はとても強い。<sup>H</sup>しかしそれを経験の中から捉え直すことができる。この先は、私たち自身が自分の経験を振り返りながら考察を行っていくべきだろう。だから最初の問いにもう一度戻ろう。一体、女の子みたいな身振りとは何だろうか？

〔注〕 1 ヤング——アイリス・マリオン・ヤング。アメリカの政治哲学者（一九四九〜二〇〇六）

2 ボーヴォワール——シモーヌ・ド・ボーヴォワール。フランスの哲学者（一九〇八〜一九八六）

3 メルロ＝ポンティ——モーリス・メルロ＝ポンティ。フランスの哲学者（一九〇八〜一九六二）

問1 傍線部Aはどうか。最も適切なものを次から選べ。

1

① 現実の女の子が実際にどんな動きをしているかではなく、女の子自身はどんな身振りをしたいと考えているかを議論したいということ

② 現実の女の子が実際にどんな動きをしているかではなく、「現実の女の子の動き」について多くの人が抱いている理解について考えたいということ

③ 現実の女の子が実際にどんな動きをしているかに加えて、どんな動きをするべきかを考えたいということ

④ 現実の女の子が実際にどんな動きをしているかに加えて、かつてどんな動きをしていたかを考えたいということ

⑤ 現実の女の子が実際にどんな動きをしているかではなく、どんな動きをしていると思われたいかを考えるということ

問2 空欄B1からB3に入る言葉の組み合わせとして、最も適切なものを次から選べ。

2

B1

B2

B3

① しかし | このため | さらに

② さらに | しかし | このため

③ このため | さらに | つまり

④ さらに | つまり | このため

⑤ しかし | さらに | このため

問3 傍線部Cについて、「対象化」の例として明らかに適切ではないものを次から選べ。

3

- ① 顔認証付きのスマートフォンのロックを解除するために顔を向けること
- ② 大学の推薦入試の口頭試問に臨む受験生が制服をきちんと着ること
- ③ 自分の写真を自分で撮り、アクセス数が増えるように、アプリを用いて加工してSNSに投稿すること
- ④ ファッションモデルが写真撮影に備えて日々運動や食事に気をつけているということ
- ⑤ 就職活動のために大学生がひげを剃ったり、髪型を整えたりすること

問4 空欄Dに入る言葉として、最も適切なものを次から選べ。

4

- ① みすばらしいもの
- ② 汚らしいもの
- ③ 愛おしいもの
- ④ 痛々しいもの
- ⑤ よそよそしいもの

問5 傍線部Eについて、これはどういう意味か。最も適切なものを次から選べ。

5

- ① 身体は、物の仕組みを理解した上でなければ、目的の設定ができないということ
- ② 身体は、物の仕組みを理解した上でなければ、特定の目的のために用いることができないということ
- ③ 身体は、物を特定の目的のためにどう使うかを理解した上で、実際に実行する能力があるということ
- ④ 身体は、特定の目的のために使いこなすという仕方での物の意味を理解する能力があるということ
- ⑤ 身体は、特定の目的のために物をどう使うかを理解するために、物の仕組みを考察する能力があるということ



問6 傍線部Fについて、これはどういう意味か。最も適切なものを次から選べ。

6

① 物の捉え方を変えることで、自分の身体ができることに関する理解も変わり、その結果として、自分の生き方も変わるということ

② 自分の周りにある物にどう関わるかという、生き方の根幹をなす枠組みは、自分の身体にできることに関する理解が変化することで変わること

③ 自分の周りにある物の捉え方を変えるためには生き方を変える必要があるということ

④ 自分がどう生きるかという問題は、すべて自分の意思で決められているものではなく、社会の状況などを考慮して決めるしかないということ

⑤ 自分の周りにある物にどう関わるかという、生き方の根幹をなす枠組みは、自分がどう生きたいかという目的を変化させることで変わること

問7 傍線部Gについて、それはなぜか。最も適切なものを次から選べ。

7

① 女らしい身振りについて、複数の特徴を検討する必要があるから

② 身振りを特徴づける際には、事例を検討するだけでなく、実際に身体を動かしてみる必要があるから

③ 身振りの特徴を生み出す多様な社会状況なども勘案する必要があるから

④ 女らしい身振りの特徴づけと男らしい身振りの特徴づけを対比させる必要があるから

⑤ 女らしい身振りを特徴づける前に、そもそも女性とはなにかを考える必要があるから

問8 傍線部Hについて、これはどういう意味か。最も適切なものを次から選べ。

8

- ① 身振りについての自分の思い込みは特定の社会的規範のもとで生まれたものにすぎないことを、自分の経験を捉え直すことで知ることができるということ
- ② 社会経験を重ねる中で、自分の身振りは生まれつき決められているものではなく、周囲に合わせてさまざまな身振りが可能であることに気づくことができるということ
- ③ 他人の振る舞いを観察し、それがどのような社会状況で生まれたのかを知ること、自分の身振りの由来を知ることができるということ
- ④ 他人の振る舞いの例をできるだけ多く収集して、共通する特徴を取り出すことができるということ
- ⑤ 社会が個人にどう振る舞うかを命じるルールを探求することで、自分の振る舞いの理解を深めることができるということ

問9 本文の内容と合致するものはどれか。最も適切なものを次から選べ。

9

- ① 私たちの身振りは社会状況などからの影響を受けるが、身体の動かし方を変えることなく私たちにとっての世界の意味を変えることができ、それに応じて私たちの生き方も変わってくる
- ② 私たちの身振りは社会状況などからの影響を受けるとはいえ、私たちにとっての世界の意味はそうした影響からは免れているため、私たちは自分らしく生きることができる
- ③ 私たちの身振りは社会状況などからの影響を受けるものであり、身体の動きによって私たちにとっての世界の意味も変わってくるため、それに応じて私たちの生き方も変わってくる
- ④ 私たちの身振りは社会状況などからの影響を受けるが、身体の動きは私たちが生き方を自覚的に決めることで変えることが可能であり、それに応じて私たちにとっての世界の意味も変わってくる
- ⑤ 私たちの身振りが社会状況などからの影響を受けるかどうかに関わらず、社会状況が変わることによって私たちにとっての世界の意味も変わってくるため、それに応じて私たちの生き方も変わってくる

問10 文中の二重傍線部⑦～⑭のカタカナ部分と同じ漢字を用いるものを次から選べ。

- |    |   |   |            |   |             |   |               |
|----|---|---|------------|---|-------------|---|---------------|
| 10 | ⑦ | ① | ボウ 陰に出る    | ② | 将来の展ボウ がない  | ③ | 都市をボウ 衛する     |
| 11 | ⑧ | ① | 繁ボウ 期を迎える  | ⑤ | 貧ボウ な生活を送る  | ③ | 手チヨウ に予定を記入した |
| 12 | ⑨ | ① | チヨウ 能力を使う  | ② | チヨウ 礼のあいさつ  | ③ | おい目を感じる       |
| 13 | ⑩ | ① | 階段をオ りる    | ② | 憎オ を向ける     | ③ | あの政トウ を支持する   |
| 14 | ⑪ | ① | オ牛を育てる     | ⑤ | 年オ いた人      | ③ | キ 発性の液体       |
|    | ⑫ | ④ | 街トウ を設置する  | ② | トウ 分を抑えたお菓子 | ③ |               |
|    | ⑬ | ④ | バイクが転トウ する | ⑤ | 先トウ に立つ     | ③ |               |
|    | ⑭ | ④ | キ 想天外      | ② | キ 怒哀楽       | ③ |               |
|    | ⑮ | ④ | 桜のキ 節      | ⑤ | キ 士道精神      | ③ |               |

## 第二問

左は、弓削達『地中海世界―ギリシア・ローマの歴史』の一節である（ただし、一部改変した）。これを読んで、後の問いに答えよ。

古代ローマ帝国（オクタヴィアヌス即位・紀元前二七年～西ローマ帝国滅亡・四七六年）は、はじめキリスト教を弾圧していた。ところがその後、キリスト教は古代ローマ帝国の国家宗教としての地位を獲得する。

### 1 支配のための宗教政策

#### 支配のイデオロギー<sup>(注1)</sup>

ローマの宗教は、ギリシアの宗教のような神像とか神話や密儀<sup>(注2)</sup>を知らず、きわめて独特の特徴をもっていた。第一の特徴は、人間と神々との間にみられるものである。ローマ人にとって神々とはさまざまな自然現象や生活領域それぞれの背後にあつてこれを支配し、意志と力によつて自己を顕現する非人格的な諸力（ヌーメン<sup>(注3)</sup>）であるが、宗教とはそれらの「神々との平和」を維持するためにくり返される祭祀<sup>(注4)</sup>、すなわち人間による供犠<sup>(注5)</sup>「行為」である。供犠行為を正しく履行すれば、神々はそれにあつての反対給付として恩恵を与えてくれる。宗教とはこのような交換条件的な心性に支えられる。ある宗教史家はそれを相互授受とよぶ。

ローマ宗教の第二の特徴はその共同体的特徴である。宗教の中心が供犠行為<sup>(注6)</sup>であつたことに現われているように、それは個人の内心や信仰の問題ではなく、なによりも共同体<sup>(注7)</sup>＝国家の運命にかかわる問題である。市民は元老院の認可した神々の祭儀にだけ参加を許される。天や法の神ユピテル、植物や戦争の神マルスとクイリヌス、かまどの神ウェスタ、などがそれで、それらの神々には国家がそれぞれ固有の神官団をおいてその祭儀に責任をもつ。市民は、共同体<sup>(注8)</sup>＝国家に対する神々の恩恵、すなわち国家の繁栄と勝利を確保するために、国家神祭祀への参加を義務とされるのである。すべての市民が一致してこの義務を果たすかぎり、神々の恩恵すなわち国家の繁栄と支配は絶対にまちがいはない、という自信がそこから生まれる。反対に敗戦や飢饉<sup>(注9)</sup>など

国家の不幸は、この義務の懈怠けだいでんじからくる、と信ぜられる。

ローマ支配の拡大に伴い、征服地から外來の神々のローマへの導入も増加するが、元老院はそれらの神々のうち重要あるいは有力と思われるものを国家神に加えてそれらからの恩恵を期待したが、公安秩序、良俗に反すると思われるものは、たとえばバッカス祭儀のように強い規制を加え（紀元前一八六年）、キベレのように認可はしたがローマ市民の参加を禁じた。アウグストゥスの時代からしだいに定着した皇帝礼拝も、新たに加えられた国家神としての皇帝神にほかならないのである。

皇帝礼拝との関係でさらに重要なことは、アウグストゥス時代におけるローマ皇帝理念の成立である。百年の内乱の平定者としてかれは同時代の歴史家から救世主のようにたたえられたばかりか、詩人ウエルギリウスが歌ったように、かれは永遠の昔から約束された神の子であり、地上におけるロゴス（注8）の代表として悪を挫くじき、諸国民に法と秩序と統一を与える課題をもった者とされた。今や国家祭祀への参加は、一面ではこうした皇帝理念の承認、皇帝支配への忠誠表明でもあった。人は内心で何を信じようとする自由である。しかし国家祭祀への参加だけは、国家への神々の恩恵確保のため、皇帝への忠誠表明のため、Cであると考えられた。国家宗教に行為をもつて参加することは支配の永続の自信の源（注7）となり、体制イデオロギーの受容による忠誠表明でもあったのである。

### キリスト教徒迫害の本質

ローマ宗教の本質が供犠行為くぎぎにあり、供犠行為への参加が体制イデオロギー承認を意味すると同時にローマ帝国の繁栄の不可欠の保障であるとすれば、参加を拒む者にたいする措置は、参加を強制する、ということにならざるをえない。当時、そうした行為ゝ、そのものを拒む人は、ユダヤ人とキリスト教徒だけであり、しかもユダヤ人の宗教は特殊な民族宗教として別扱いを許されていたから、実質的にはキリスト教徒だけが問題となった。キリスト教徒にたいするローマ政府の扱いをこの上なく具体的に教えてくれるものは、紀元一一〇年ごろビティニア・ポントゥス州の総督であった小プリニウスが領内巡回中に訴えられてきたキリスト教徒の裁判についてトラヤヌス帝に報告し同時に皇帝に請訓せいくんした手紙と、それへの皇帝の返書である。

それによるとプリニウスは、キリスト教徒として訴えられてきた者のうち、それを肯定・自白した者は処刑し、否認した者は

供犠行為によってテストしたうえで釈放したが、棄教者の取り扱いについて問い合わせている。プリニウスの考えは、かつてキリスト教徒であったとしても供犠テストによって棄教を証明した者は釈放したい、ということ、この釈放の道を開くために、キリスト教徒裁判は「名に付随する犯罪」に対する処罰ではなく「名そのもの」に対する処罰だという基本原則の承認を皇帝に求めている。かれは「名に付随する犯罪」行為は存在しないことを知っていて、裁判が「名」だけを裁くものなら、「名」を棄てれば釈放してもよいはずだ、と考えたのである。皇帝はその承認を与えた。

<sup>E</sup>ではかれはなぜ釈放の道を開こうとしたのか。それは棄教者の続出と神殿の復興、異教祭祀の再興<sup>(注10)</sup>のためだ、とかれは言明する。つまりいわゆるキリスト教徒迫害の目的が、釈放の可能性を餌<sup>えさ</sup>にして棄教者の増加をはかるものであったことが、この公文書によって明言されているのである。そして異教祭祀の再興はいうまでもなく、神々の恩恵によって営まれている人間の幸福ととくに帝国とその文明の繁栄を永続させるためである。この迫害の論理は、二世紀末に哲学者ケルソスがキリスト教徒に対して書いた論争書の中にもべられている。キリスト教徒は何かを信じた、という肯定面のゆえに処罰されたのではなく、供犠をしない、という否定面が否定されたのである。つまりキリスト教徒は、正確に言えば棄教を命ぜられたのではない。供犠を命ぜられただけである。プリニウスにあつては釈放のためのテストとして設定された供犠は、三世紀になると強制されるものとなる。四世紀初頭の迫害では、役人が拒むキリスト教徒をだきかかえて犠牲<sup>(注11)</sup>に手をふれさせ、それだけで供犠行為を行なつたとして釈放した例が伝えられている。供犠の強要は、皇帝支配と体制イデオロギー承認の強制であり、ローマ支配永続の客観的保証を神々から強奪することであつた。

## 2 キリスト教の「勝利」

### キリスト教護教論の論理

このような論理構成をもつた迫害にたいして、キリスト教徒の側は激しく応戦した。ユステイノスは、キリスト教徒は忠誠な臣民であり支配者にとつて最良の助手であり同盟者である、と主張する。キリスト教の国家的有用性の弁護である。また、ケルソスの攻撃論を七〇年後に反駁<sup>はんぱく</sup>したオリゲネスは論ずる。帝国が真の神の礼拝において一致するならば、主なる神はかれらのた

めに戦い、多くの敵を倒すだろう。神々でなく、唯一の真の神の礼拝こそが帝国を一致させ強めるものだ。キリスト教徒こそ国家の繁栄に道を開くものだ、と。これらはいずれも、帝国に繁栄を与えるものは神々ではなく真の神であるから、真の神をこそ拝すべし、という趣旨で、迫害者の論理と同じくローマ的な相互授受の原理を前提にしたものであった。

キリスト教徒はこの主張の根拠として歴史をもち出した。キリストの福音がアウグストゥスの時代に出現したことが帝国の国威増大の原因である。したがって帝国の繁栄の永続のためにはキリスト教の保護こそ必要だ、と。この、福音と帝国との歴史的同時性の論理は、サルデスのメリトンの護教論であった。もちろんこうした相互授受的論理そのものの不当性を訴えた者もいた。たとえば二世紀末にテルトゥリアヌスは、テイベルが氾濫した、ナイルの出水が足りなかった、地震、飢饉、疫病が起こった、というたびごとに「キリスト教徒を獅子に」と叫ばれることの不当を訴え、これではいかなる不幸もキリスト教徒の供犠責任とされてしまうのではないか、となじる。そのかれすらも、キリスト教徒が神に祈っている今こそ大きな不幸は減じつつあると主張する点で相互授受の論理の枠外に出てはいなかった。

このように迫害の論理と同じ構造をもったキリスト教護教論は、四世紀はじめのカエサレア司教エウセビオスにいたって体系化されるのであるが、キリスト教護教論が、帝国の幸・不幸、繁栄と衰退を起点としてその責任論を展開するかぎり、かれらもまた帝国の支配の正当性を不問に付するばかりか、支配と平和と繁栄の正当性を絶対的大前提としていたわけであった。その大前提に立って、キリスト教徒およびキリスト教思想が支配にとつて有用だという論証、キリスト教こそが支配のイデオロギーとして適格だという議論を展開したのであった。さればこそ、エウセビオスが護教論を体系化したとき、キリスト教的ローマ理念、キリスト教的皇帝理念へと結実せざるをえなかったのである。キリスト教護教論が大前提とした支配の正当性にたいする疑問と批判と否定は、四世紀以後の発展をまたねばならなかった。さしあたって迫害と護教の論争は同じ論理構造をもったまま、<sup>F</sup>いつそう激しいシヨウ突をくり返すことになる。

### 危機の時代の迫害

二世紀後半以後北方国境に蛮族があいついで侵入し、国内では伝染病が蔓延<sup>まんえん</sup>して人口が減少し農業労働力の不足が目立ち、三



世紀にはいるとササン朝ペルシアが帝国東部への攻撃をくり返すなど、さまざまな局面において帝国の繁栄をほり崩す多くの事件や徴候が現われてきた。この危機の時代を切りぬけるために、いつその熱心さをもって異教祭儀の執行がめざされることになる。

しかし、そのころまでキリスト教徒裁判について官憲側の一般準則とされてきたのはプリニウスとトラヤヌスの往復書翰（しよかん）で認められた原則であったが、このトラヤヌス原則に内在する論理的矛盾も批判されるにいたっていた。というのは、トラヤヌスはその返書で、キリスト教徒の「名そのもの」が処罰さるべきことを承認したが、同時に役人によるキリスト教徒の探索は禁ずるといふ一項を加えていた。「名そのもの」が犯罪ならなせ罪人を追及しないのか、と批判された。またトラヤヌス原則の意図にしたがって、拷問が一般の裁判におけるように自白（この場合はキリスト教徒であることの自白）の強要のために用いられず、自白の否定、すなわち棄教の強要のために用いられていたことも、批判の対象とされた。いずれも、法律にくわしいテルトゥリアヌスの『護教論』で提起されている批判であった。こうした批判と攻撃を前にトラヤヌス原則の維持そのものが困難となったと考えられる。ことにローマ市民権（市民権）をもたない者（外人）をローマ市民共同体の国家祭祀に参加を強要することについては、現実に<sup>G</sup>は行なわれなくても、その法的基础の欠如がマイナス要因として働いたはずである。

こうした行き詰まりを打開し、欠陥を除去して迫害の新しい局面を準備したものは二二二年のアントニヌス勅法である。この勅令は帝国内の全自由人にローマ市民権を与え帝国支配の構造に大転換をもたらしたものとして重要であるが、ローマ市民権付与というこの措置をとる理由として次のようにのべられている。自分は神々によつて非常な危機から救われたので、その感謝のしるしとして、帝国内のすべての人びとを神々の祭壇に導くために、すべての人にローマ市民権を与える、と。これは帝位の安全を神々の祭祀に求める宗教的イデオロギーの表明である。皇帝としては、国民が全部一致して神々に供犠するように強制したい、そのためにローマ市民権を付与する、というのである。

この勅令の法的基础があったからこそ、デキウス帝は二四九年全帝国のすべての人びとに供犠命令を発することができたのである。ときあたかも軍人皇帝時代、内乱と異民族侵入のあいづくどん底時代であった。この危機をのりこえるためにとられた措

置の第一が、ローマ建国千年祭（二四八年）であり、つづいて全般的供犠命令であった。役人の前で供犠した者には供犠証明書が下付され、拒否した者は処刑された。デキウス帝が二五一年に戦死したとき、キリスト教徒はそこに神の審判をみたのである。<sup>〔注14〕</sup>

デキウスの迫害は、二五七年ウァレリアヌスによって再開されたが、二六〇年かたがペルシアのホ虜<sup>⑨</sup>となつてのち、その子ガリエーヌスは迫害を中止し、以後約四十年教会は事実上の平和を与えられて「帝国内の帝国」に発展する組織を固めた。

三〇三年、ディオクレティアヌスのもとで「最後の大迫害」が突如はじめられ、西部でも二、三年、東部では三一年以後まで断続的につづけられた。迫害の開始時に、副帝で迫害の首謀者であつたとも伝えられるガレリウス（在位二九三―三一一）

は、三一年、寛容勅令とよばれる迫害中止令を發した。そこには、キリスト教徒迫害は神々の怒りを静めるために始めたのだが、キリスト教徒の神はその信者に迫害を耐えさせいわばその実在性を証明したのだから、国家の安寧のための祭祀はこの神にも捧げらるべきだ、キリスト教徒は国家と皇帝と自分たちのために自分たちの神に祈れ、と記されている。つまり、神々と並んでキリスト教徒の神も皇帝や国家のために祈る値打ちがあるものと認められたのである。相互授受の論理という共通の土俵の上でキリスト教徒の神の実在性を論証しようとしたキリスト教護教家の努力は、今ここにその一部が実つたわけであつた。

つぎの一步は、三二二年コンスタンティヌスがディオクレティアヌス退位後の内乱を收拾して西部を統一してまもなく、三三年に發せられたミラノ勅令で行なわれた。この勅令は大迫害中に没収された教会財産の返<sup>⑩</sup>カンを命じたものであるが、そこには、最高神が国家と皇帝に愛<sup>⑪</sup>コを示してくれるように、キリスト教も含めて信教の自由を与えることで、こういう措置をとれば、神は皇帝の成功を永遠ならしめ、国家に繁栄を与えてくれるだろう、とのべられている。相互授受の論理に信教の自由の原則が結びついたのである。

そして最後の一步は同じ年コンスタンティヌスがアフリカ州総督に与えた手紙の中にあとづけられる。この手紙はカトリック教会の僧侶に納税その他の对国家義務の免除を命じたものであるが、その理由として、最高神にたいする祭祀を軽んずれば国家は危機に陥り、この祭祀を重んずれば国家は繁栄することが証明されたから、カトリック僧侶に対国家義務を免除して祭祀に専念させて国家の繁栄を確保したい、という趣旨のことをのべている。ここにはじめて、相互授受の論理はそのままに、その土俵

の上にカトリックの神がただひとり坐<sup>すわ</sup>ることができたのである。神々との並存はすてられたのである。相互授受の土俵の上で神々と神の有効性をめぐる論争としてたたかわれてきた迫害と護教の対決は、後者の勝利に終わった。この「勝利」は、相互授受の土俵の上での勝利であったから、それはそのまま国家宗教、国家教会としての勝利であり、キリスト教が体制イデオロギーの地位を奪いとったことを意味するものであった。

〔注〕

- 1 イデオロギー——政治・道徳・宗教・哲学・芸術などにおける思想、観念形態
- 2 密儀——特別の資格を持つものだけが参加できる秘密の儀式
- 3 ヌーメン——意志、神の意志、力という意味のラテン語
- 4 祭祀——神や祖先を祭ること
- 5 供犠——神にいけにえを供える宗教的儀式
- 6 市民——政治に参加する資格をもつ者、主権者、公民
- 7 懈怠——なまけること、おこたること
- 8 ロゴス——理性、古代ギリシャ哲学で世界万物を支配する理法・宇宙理法
- 9 請訓——外国駐在の大使・公使・使節などが本国政府に指示を求めること
- 10 異教祭祀の再興——ローマ宗教の神々の再興
- 11 犠牲——神などを祭るときに供える生き物、いけにえ
- 12 福音——イエス・キリストによってもたらされた人類の救いと神の国に関する喜ばしい知らせ
- 13 ローマ市民権——古代ローマの政治に関与する権利
- 14 神の審判——キリスト教で、神がこの世を裁くこと

問1 傍線部Aについて、どのようなものか。最も適切なものを次から選べ。

15

- ① 人々は、神々がさまざまな自然現象や生活領域の背後にいて、それらを支配していると考えていたこと
- ② 人々は、意志と力によって自己を顕現する非人格的な諸力こそが神々だと考えていたこと
- ③ 人々が供犠行為を正しく行えば、神々はその反対給付として恩恵を与えてくれると信じられていたこと
- ④ 人々の神々に関わる心性は、正しい供犠行為によってはじめて育まれるものであると信じられていたこと
- ⑤ 人々と神々との交換条件的な心性は、神々の恩恵を実際に経験することによって育まれるということ

問2 傍線部Bについて、どのようなものか。最も適切なものを次から選べ。

16

- ① 市民は、元老院の許可した植物の神、戦争の神、あるいはかまどの神などの祭儀にだけ参加を許可されたこと
- ② 市民は、信仰する宗教に関係なく、元老院の許可した神々の祭儀に参加するよう強制されたこと
- ③ 市民は、公序良俗に反すると思われた、たとえばバッカス祭儀などへの参加を厳しく規制されたこと
- ④ 市民は、国家の繁栄と勝利という神々の恩恵のために、国家神祭祀への参加が義務づけられていたこと
- ⑤ 市民は、ローマ支配地域の拡大に伴い、国家神の仲間征服地の神も加えて体制イデオロギーを豊かにしたこと

問3 空欄Cに入る言葉として、最も適切なものを次から選べ。

17

- ① 市民の任意
- ② 市民の内心の自由
- ③ 市民の絶対的な権利
- ④ 市民の不可避の義務
- ⑤ 市民の自発的行為

問4 傍線部Dについて、どのようなことか。最も適切なものを次から選べ。

18

① キリスト教の宗教行為によってキリスト教徒であることが明らかになった場合は有罪で、その宗教行為がなければキリスト教徒でも無罪であるということ

② キリスト教の宗教行為ではなくキリスト教徒であることが有罪であるならば、キリスト教を捨てれば罪に問えないということ

③ キリスト教徒の宗教行為によってローマ帝国の神々が冒とくされたという証明がない限り、キリスト教徒を罪に問えないということ

④ キリスト教徒の洗礼名がローマ帝国の神々の信仰と相いれないので、洗礼名さえ捨てればキリスト教徒でも罪に問えないということ

⑤ キリスト教徒を形式的に有罪にするよりは、罪に問わず釈放した方が帝国にとってメリットが大きいということ

問5 傍線部Eについて、なぜ「釈放の道を開こう」としたのか。最も適切なものを次から選べ。

19

① 国家の繁栄のためには、キリスト教も含むあらゆる神々への「信教の自由」が必要だと考えたから

② キリスト教徒の信仰そのものがローマ帝国の繁栄を阻害するのではないということを知っていたから

③ キリスト教徒が何かを信じたから処罰するのではなく、ローマ帝国の繁栄を祈ろうとしない罪で処罰したいから

④ ローマ帝国の永遠の繁栄にとって危険要因となる可能性をもつキリスト教の信仰の拡大を阻止したいから

⑤ キリスト教を捨てる者を増やし、国家神による人間の幸福と帝国の繁栄が続くことを意図していたから

問6 傍線部Fについて、どのようなことか。最も適切なものを次から選べ。

20

- ① 帝国の繁栄を約束してきた神々の神話は、聖書の「主なる神」の物語と同じ内容だったということ
- ② 聖書の「主なる神」は信じる者だけを救済してくれるので、帝国の繁栄を約束する神々とは相いれないということ
- ③ 帝国の繁栄を約束してくれるのは、伝統的の神々なのか、それとも聖書の「主なる神」なのかという争いだったこと
- ④ 帝国の繁栄を約束する神々と異なり、聖書の「主なる神」は支配と平和と繁栄の正当性を大前提にしていなかったこと
- ⑤ 帝国の繁栄は神々の力によるもので、地震、飢饉、疫病はキリスト教徒の責任であると考えていたこと

問7 傍線部Gについて、どのようなことか。最も適切なものを次から選べ。

21

- ① ローマ帝国の政治に参加する権利をもたない者に、国家祭祀への参加を強要するという矛盾を抱えていたこと
- ② 一般裁判と異なり、キリスト教徒であることの告白が拷問の目的ではなく棄教強要のためという矛盾を抱えていたこと
- ③ キリスト教徒の処罰は認めていたものの、役人によるキリスト教徒の探索を禁じるという矛盾を抱えていたこと
- ④ ローマ帝国の政治に参加する権利をもたない者の信仰宗教に、帝国が関与するという矛盾を抱えていたこと
- ⑤ キリスト教徒の処罰にあたり、信仰内容についてはいっさい不問に付すという矛盾を抱えていたこと

問8 傍線部Hについて、どういうことか。最も適切なものを次から選べ。

22

- ① ローマの神々を正当化する論理をそのままに、キリスト教が体制イデオロギーにふさわしい宗教に変質したこと
- ② ローマの神々を信仰する市民が減少したため、キリスト教が体制イデオロギーとして国家宗教になったこと
- ③ ローマ帝国が、神々を正当化する論理をそのままにキリスト教を体制イデオロギーとして国家宗教にしたこと
- ④ ローマの神々による繁栄を否定するキリスト教が、体制イデオロギーとして国家宗教になったこと
- ⑤ ローマ皇帝による支配から市民の解放を説くキリスト教が、体制イデオロギーとして国家宗教になったこと

問9 本文の趣旨と合致するものはどれか。最も適切なものを次から選べ。

23

- ① ローマ帝国において、はじめ供犠を拒否するものとしてキリスト教は弾圧されたが、やがてキリスト教のさまざまな奇跡をローマ市民が経験することで、最終的に帝国の国家宗教の地位を占めることになった
- ② ローマ帝国において、はじめ供犠を拒否するものとしてキリスト教は弾圧されたが、やがて帝国の力の衰えと共にキリスト教への信仰と期待が高まり、最終的に帝国の有力な宗教のひとつになった
- ③ ローマ帝国において、はじめ供犠を拒否するものとしてキリスト教は弾圧されたが、帝国の「信教の自由」の承認によって信仰が許され、やがて帝国の最大宗教の地位を占めることになった
- ④ ローマ帝国において、はじめ供犠を拒否するものとしてキリスト教は弾圧されたが、聖書を背景とする緻密な教理を武器に、帝国の伝統的神々との激しい宗教的論争を勝ち抜き、やがて帝国の国家宗教の地位を占めることになった
- ⑤ ローマ帝国において、はじめ供犠を拒否するものとしてキリスト教は弾圧されたが、やがて帝国の繁栄を保證する宗教のひとつに加えられ、最終的に帝国の国家宗教の地位を占めることになった

問10 文中の二重傍線部⑦～⑩のカタカナ部分と同じ漢字を用いるものを次から選べ。

- |    |                   |               |             |
|----|-------------------|---------------|-------------|
| 24 | ⑦ — ① セン 薄な主張     | ② 食器用 セン 剤を使う | ③ 独 セン 企業   |
| 25 | ⑧ — ④ 温 セン 宿      | ⑤ セン 水艦に乗る    | ③ ショウ 撃を受ける |
| 26 | ⑨ — ① 文献を ショウ 獵する | ② 不正の 温 ショウ   | ③ ショウ 護者会   |
| 27 | ⑩ — ④ ショウ 準を合わせる  | ⑤ ショウ 学金の支給   | ③ 学校の ホ 護者会 |
| 28 | ⑪ — ① 犯人の 逮 ホ     | ②  ホ 道橋を渡る    | ③ 利益の カン 元  |
|    | ④  ホ 欠合格する        | ⑤ 道路の ホ 装     |             |
|    | ④ ① 客人の カン 待      | ② 星の カン 測     |             |
|    | ④ ④ 映画の カン 賞      | ⑤ 刑務所の カン 守   |             |
|    | ④ ①  コ 別の事件       | ②  コ 郷に戻る     |             |
|    | ④ ④ 身を コ にして働く    | ⑤ 部活の コ 問     |             |
|    |                   |               | ③ 朝の 点 コ    |